

被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ

厚生年金保険料等の口座振替等についてのお知らせ

令和元年台風第19号に伴う災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

厚生年金保険料等の口座振替について

保険料の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災により保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止をすることができます。口座振替実施日(毎月20日頃送付される納入告知書をご覧ください)の**5営業日前**までに管轄の年金事務所にご連絡いただくか、4営業日前から前日までは**直接**、振替先の金融機関本支店に停止のご相談をお願いいたします。

※口座振替を停止された場合、納付書が別途送付されます。

※口座振替を停止する場合はその都度ご連絡が必要となりますので、ご注意ください。

厚生年金保険料等の納付が困難な場合について

災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所に申請をいただくことにより、「納付の猶予」を受けることができます。

※「納付の猶予」を受けた場合は、猶予期間内において滞納処分の執行を受けず、延滞金の全部又は一部が免除されます。

○災害による納付の猶予・・・災害のやんだ日から2月以内の申請が必要
災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象保険料の全額が納付期限から1年以内に限り「災害による納付の猶予」が認められることがあります。

○通常の納付の猶予・・・猶予該当事実発生後速やかに申請が必要
災害による事業の悪化等により、一時に保険料を納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な額を限度として1年以内に限り「通常の納付の猶予」が認められることがあります。

上記については管轄の年金事務所厚生年金徴収担当課までご相談ください。